

STLOWS

ストロース



(花の名前:コスモス)

Contents

巻頭言

「遊魚動緑」 P.2
創業してから35年に思う

医業サービスのご案内 P.5
診療報酬、給与データ等を他院と比較分析
医療法人成りを考えている方へ

22年度税制改正 P.3~4
■ 個人所得課税の見直し
■ 金融証券税制(非課税措置の創設)

KKBウハ♡ウキ P.6
■ HAPPY BABY ■ お勧め図書
■ ちょっと小話「ハイサイ〜♪旅日記」
■ 編集後記



木村光雄税理士事務所



経営監査



経営指導



医業経営指導



相続・資産対策



人事労務

〒920-0027 石川県金沢市駅西新町3丁目4番33号 Tel:076-260-1666 Fax:076-260-1676
(ホムページ) <http://www.kkb-jp.com> (E-mail) m-kimura@tkcnf.or.jp

遊魚動緑

創業してから35年に思う

1975年(昭和50年)6月1日に税理士事務所を創業してから35年を経過しました。昭和50年はどんな年だったのかとインターネットで検索してみますと、

- ・山陽新幹線、博多まで開通。
- ・エリザベス英女王夫妻が来日。
- ・日本女子登山隊が女子初のエベレスト登頂に成功。
- ・日本赤軍、クアラルンプールで米・スウェーデン両大使館占拠、日本政府は過激派7人の釈放の要求を受け入れ。
- ・天皇・皇后、初の公式記者会見、原爆につき「気の毒だったがやむをえない」と発言し議論を呼ぶ。
- ・「わたし作る人、ぼく食べる人」のCM、女性差別と議論呼ぶ。
- ・ヒット歌謡曲は、シクラメンのかほり、昭和枯れすすき、港のヨーコ・ヨコハマ・ヨコスカ
- ・NHK大河ドラマは「元禄太平記」

懐かしいですね。

私はというと、14年勤務した民間会社を退職し32歳で税理士事務所を開業し、厳しい状況ながら若さと夢があったから張り切っておりました。

厳しい状況とは・・・

- ・貯金はわずかなのに多額の事務所兼自宅の住宅ローンを抱える。
- ・税理士資格があるため失業保険の受給権が無いことを知りガッカリ。
- ・会計事務所の経験が無いことから親戚から心配する声しきり。
- ・開業したら頼むからと言って頂いたお客様は居ましたが経済的には心細い状態。

あれから35年、月日は過ぎてしまえば早いものですね。

35年間のうちに、税理士会の役職が31年あり、医業経営コンサルティング業界の役職が25年あったことを考えると、社会環境の中で生かされてきたのだとつくづく思う。

昨年2009年2月14日に株式会社木村経営ブレインの社長を木村岳二に譲り、あとは2015年6月1日の40周年の節目まで微力を尽くすつもりである。

その時に私は72歳になっている。

「一寸の光陰軽んずべからず」

中国、宋の時代、「偶成」と題する詩の一句に「少年はすぐに年をとってしまうものだが、学問のほうは進歩が遅い。少しの時間も無駄にしてはならない」とある。

これからも自己修練、自己実現に努めたい。

これまで、支えて頂いた多くの方々に心から感謝を申し上げたい。



代表取締役会長・税理士
認定登録 医業経営コンサルタント

木村 光雄

～5のつく日に当社のホームページに掲載している短信「遊魚動緑」の抜粋です。ご覧下さい。～

平成22年度税制改正のポイント①

I 個人所得課税の見直し

経営監査部 副主任 本田 剛士

平成22年度の税制改正より、個人の所得課税についての見直しがあり、「所得控除から手当へ」等の観点、子供手当の創設とあいまって、高校の実質無償化に伴い見直しがされたことについて、説明させていただきます。

1. 所得控除の見直し

(1) 扶養控除の見直し

【国 税】

- ①年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいう。以下同じ。）に係る扶養控除が廃止された。規定上は、新たな扶養控除の対象を控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。）としている。
- ②特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者をいう。以下同じ。）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止し、扶養控除の額を38万円とした。規定上は、新たな「特定扶養親族」を控除対象扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満のものをいう。

（注）上記①、②の改正は平成23年分以後の所得税について適用されます。

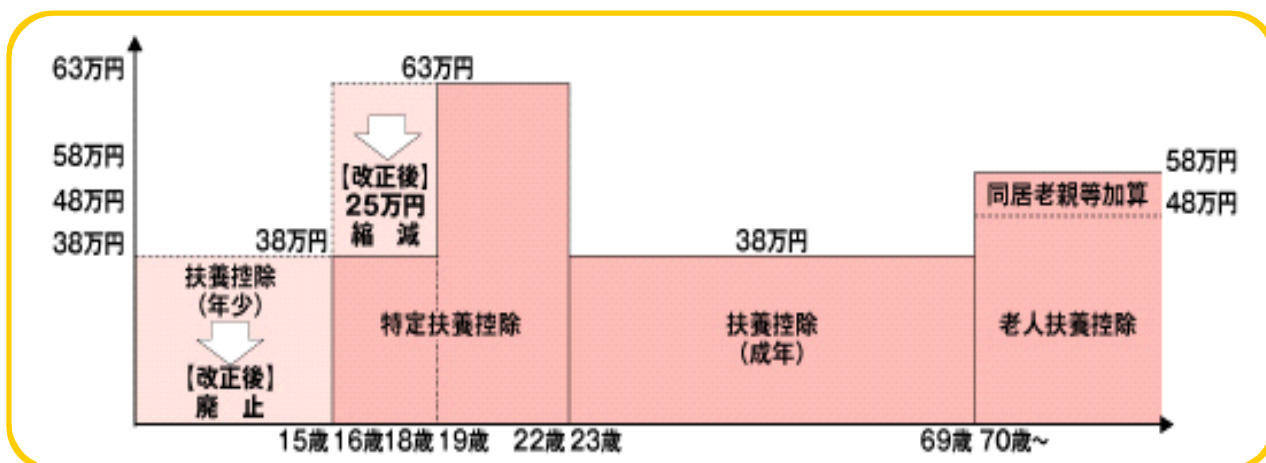
【地方税】

- ①年少扶養親族に係る扶養控除が廃止された。
- ②特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とした。

（注）上記①、②の改正は平成24年分以後の個人住民税について適用されます。

<イメージ図>

財務省資料より



平成22年度税制改正のポイント②

II 金融証券税制

1. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

(1) 非課税措置の概要

金融所得課税一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化に合わせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が講じられた。

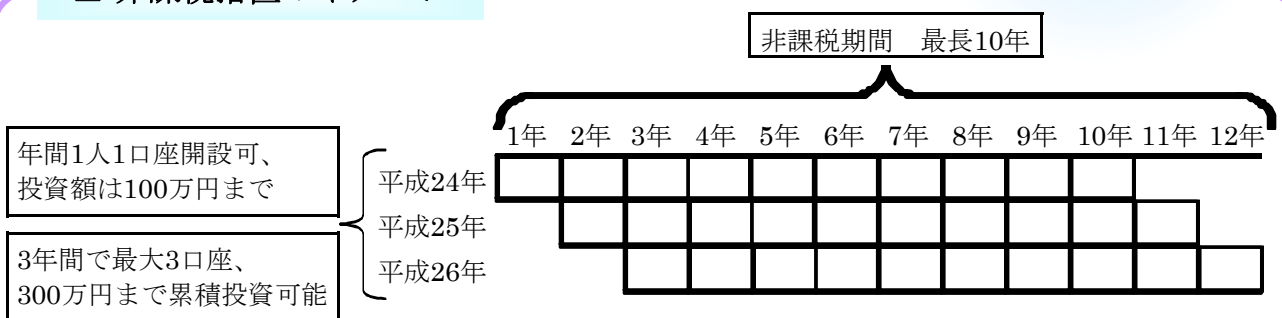
①配当所得

居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」という。）に係る配当等で非課税口座開設の日の属する年の1月1日から10年以内に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取り扱いをするものに限る。）については、所得税及び個人住民税を課さないこととする。

②譲渡所得等

居住者等が、非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得については、所得税及び個人住民税を課さないこととする。又、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する規定の適用上、ないものとみなします。

■ 非課税措置のイメージ



1. 非課税対象 : 非課税口座（注）内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 口座開設年に、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3. 非課税投資総額 : 最大300万円《100万円×3年間〔平成24年～平成26年〕》
4. 保有期間 : 最長10年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
5. 口座開設数 : 年間1人1口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
6. 開設者 : 居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者）
7. **導入時期** : **平成24年から実施される上場株式等の20%本則税率化にあわせて導入**
8. 口座開設期間 : 平成24年から平成26年までの3年間

（注）非課税口座とは、非課税の適用を受けるため一定の手続きにより金融商品取引業者等の営業所に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座をいいます。

当社医業サービスのご案内

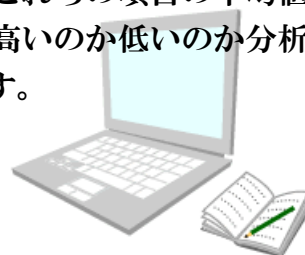
☆診療報酬・財務・給与データベースを活用し自院の分析を行います

■診療報酬・財務・給与データを他院と比較分析

収入・財務・給与の項目について院長先生より「他院の状況は？」という質問をよく受けます。当社ではMMPG（メディカル・マネジメント・プランニング・グループ）に所属し診療報酬・財務・給与のデータベースを構築しております。

診療報酬について、毎月保険請求総括表より診療所の収入データを収集しており他院（全国平均、県平均）の収入状況がわかります。収入総額だけでなく、レセプト件数、延べ患者数、回転数を「診療科目」「医業分業有・無」ごとに分析でき、リアルタイムに他院との比較が可能になります。財務について年1回、医療機関の決算額データを収集しており「診療科目」「医業分業有・無」ごとの平均値との比較が可能になります。

給与について「月額給与（固定的賃金部分）」「賞与（夏期・冬期ごと）」「昇給」の3つの項目についてデータを毎年収集しております。これらの項目の平均値を参考に当院の人件費は他院（北陸3県平均値）と比較して高いのか低いのか分析ができ、近隣の相場を把握した人件費決定が可能となります。



☆医療法人成りの支援を行います

■現状に見合った最適な医療法人成り・医療法人設立認可申請業務の支援

医療法人成りは医業経営において有効な節税手段となります。節税目的のみではなく、複数の先生による開業や分院をお考えの場合も、医療法人設立が有効な手段となります。

院長先生と今後の収入の見通しを検討し、個人の現状納税額と医療法人成り後の予想納税額を算出し節税額を提示します。また、院長先生個人が医院の資金を自由に使うことができなくなる等のデメリットをしっかりと説明し、安易な節税目的の医療法人成りはお勧めしません。院長先生の開業された目的やライフプランと医療法人成りは合致しているのか、院長先生と共に検討します。

現状の財務状況を分析し不動産や借入金の引継ぎ等、最適な医療法人成りをご提案します。医療法人成りご決断後、県への医療法人設立認可申請業務の支援を行います。

KKBのウハウキ

♪ Happy Baby ♪



こんにちは。ほく竹田青史(あおし)っていいます☆平成22年6月1日に生まれました。まだアーとウーしか言えないけど、これからいっぱい色んなことを覚えて、立派な大人になりたいです。これからもパパ共々よろしくおねがいします。

経営監査部 竹田 佳孝



♪ハイサイ旅日記♪

7月9日(金)から7月11日(日)まで一足早い夏休みをいただき2泊3日で旅行してきました。行き先は、今年、最も話題豊富な沖縄本島です。小松からの直行便もありますが、今回は羽田経由で往復しました。メンバーは私の地元の自称山中ハイサイおじさんたちで、まだ梅雨明けしてない「美ら島観光」はもっぱら雨天を覚悟してました……。一日目、午後1時には那覇空港に降り立ち天候は曇りでしたから、「美ら海水族館」へジャンボタクシーで大宴会ドライブとなりました。「ジンベイザメ」は今年「のとしま水族館」に一匹展示されましたが、数匹泳いでました。(たしか…)二日目はゴルフで、天候は真夏日になり焦げてしまいました。地元沖縄の方はシーズンオフで夏にゴルフするのは本土の人だけよ(ちばりよ〜)とっていました。沖縄塩をなめながらのラウンドでした。夜は沖縄の「エイサー」や「蛇味線」の弾き語りを愉しみながら沖縄料理に舌鼓。泡盛36度も試してみましたよ〜♪最終日は朝食時にみんなの意見が揃って海に行こう!!と新原海岸(みーばるビーチ)で海水浴へ、なんとも予定外の3時間…またまた黒こげです。お陰様でリフレッシュの旅を満喫してきました。ハイサイ〜♪

経営監査部 南出克浩



お勧めの一冊

NHK教育TVの「ハーバード白熱教室」で有名になったマイケル・サンデル教授の講義を基に書かれた「Justice: What's the Right Thing to Do?」の和訳。

アリストテレス、ロック、カント、ベンサムなどの過去の哲学者から、ロールズ、ノージックといった現代の哲学者まで、彼らの主張を丁寧に紹介しながら、巧みにそれを経済格差など現代の社会問題にあてはめ、コミュニタリアンとしての自分の意見を主張している。1人を殺せば5人が助かる状況があったとしたら、あなたはその1人を殺すべきか?金持ちに高い税金を課し、貧しい人々に再配分するのは公正なことだろうか?前の世代が犯した過ちについて、私たちに償いの義務はあるのだろうか…。

この著書を読めば、これらの問いに対してみえてくるものがきっとあるはずである。

経営監査部 北 啓祐



著者：マイケル・サンデル
訳：鬼澤 忍

甲子園の終わりと共に夏は過ぎ去りますが、依然として日中はまだまだ残暑が厳しく感じられる日々を皆様は、いかがお過ごしでしょうか。今年も甲子園が終わり、沖縄の興南高校が春夏連覇を達成。連覇は史上6校目、沖縄県勢として夏の優勝は初めてだったようです。これから秋にかけて、ねんりんピックや金沢市民マラソン等、石川県では色々なイベントが開催されるようです。残暑でお疲れもあるかとは存じますが、くれぐれも無理をなさらず、ご自愛くださればと思います。 本田



株式会社 木村経営ブレーン 定期広報誌 『STLWS』
発行人 木村 岳二 編集責任者 本田 剛士
編集者 松田 裕樹、由井 雅代、宮島 直史

